

第1回千歳市かわまちづくり検討会

かわまちづくり支援制度について

令和6年1月29日
千歳川河川事務所

「かわまちづくり」とは、地域が持つ景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、**地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組みを連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして**地域の賑わい創出を目指す取組**です。**

かわまちづくりによる実現可能な取組イメージ



カヌー・SUP



環境学習・自然体験



キャンプ・バーベキュー



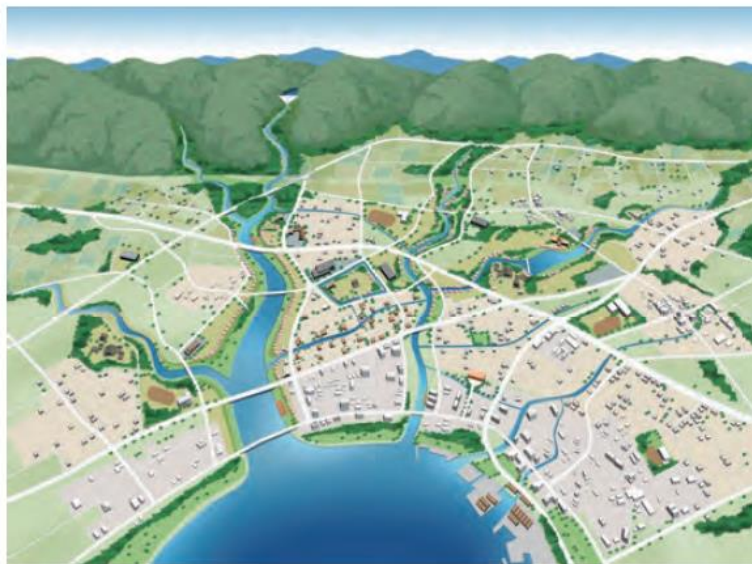
ウォーキング・ジョギング



サイクリング



観光舟運



川床



イベント(アート、上映会)



桜並木



マルシェ・朝市・夜市



公園広場



集客施設



オープンカフェ



隣接施設連携(公園、道の駅)



市街地開発



川の安全教室

「かわまちづくり」支援制度とは、地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を行います。（ハード施策は概ね5年間で集中的に実施します。）

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
(道頓堀川／大阪市)



オープンカフェの設置
(京橋川／広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者の参加
(信濃川／新潟市)



賑わい拠点の整備
(木曾川／美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）

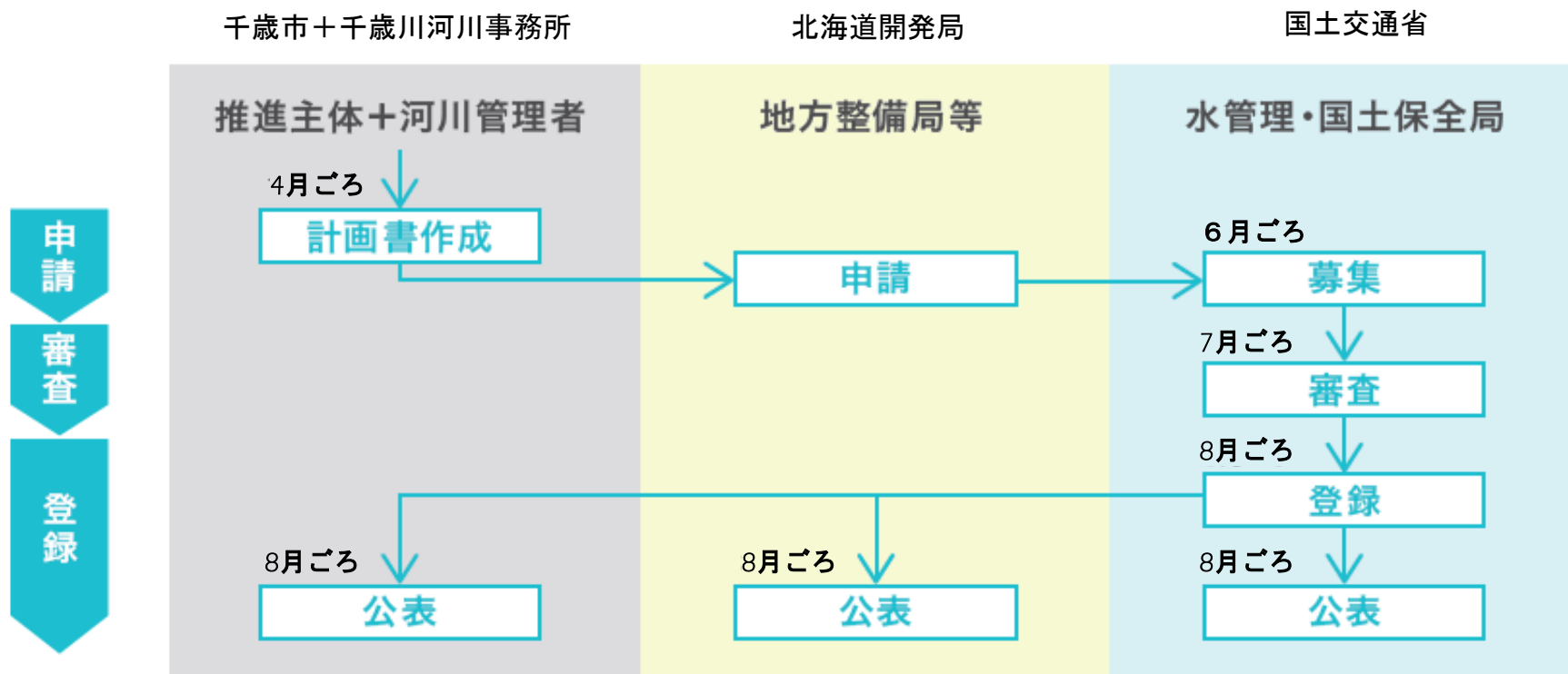


河川管理用通路の利用
(最上川／長井市)



親水護岸の利用
(新町川／徳島市)

例年「かわまちづくり計画」の募集は4月頃に開始され、国土交通省での審査を経て、8月頃に登録されます。



(参考)
令和5年度「かわまちづくり計画」の募集開始！～河川空間を活用した地域の賑わい創出を支援します～
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000205.html

新たな『水辺を活かしたまちづくり』が始動～全国12か所の「かわまちづくり」計画を新規登録！～
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000214.html

かわまちづくり支援制度の登録申請には、決められた様式に従って「かわまちづくり計画書」を作成する必要があります。

項目	記載内容
(1) 水辺とまちづくりに関する 基本方針 、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する 定量的目標	<ul style="list-style-type: none">・ 地域における課題、必要性・ <u>市町村の地域計画</u>や沿川地域のまちづくりの中での<u>河川の位置づけ</u>・ <u>地域活性化や賑わいあるまちづくり</u>に対する市町村や民間事業者の考え方・ 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
(2) 支援事業の内容 (ソフト施策 、 ハード施策)	<ul style="list-style-type: none">・ ソフト施策の個別施策計画 →水辺空間をどのように利活用し、地域活性化に繋げていくのか具体的なプランを記載・ ハード施策の個別整備計画 →ソフト施策を実現していくために必要となるハード整備のプランを記載
(3) 推進体制	<ul style="list-style-type: none">・ <u>検討会、運営組織等の体制</u>・ 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する<u>多様な関係者との連携・取組内容</u>
(4) 準則 2 2 による 都市・地域再生等利用区域の指定 に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 都市・地域再生等利用区域の指定に向けた、公募や<u>河川敷地の利用調整に関する会の取組み等</u>
(5) 維持管理計画	<ul style="list-style-type: none">・ <u>賑わいの継続に向けた取組</u>・ 地域の関係者と河川管理者との役割分担
(6) その他特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・ 地域、河川の特徴に応じて必要な事項

河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできませんでしたが、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、**特例として民間事業者等も営業活動を行うことができる**ようになりました。

これを「河川空間のオープン化」といいます。

地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を促進するため、**河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用**などにより、**地域の合意を図った上で**、河川管理者が**都市・地域再生等利用区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定**します。

占用許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能になります。

河川の占用許可とは？

- 河川区域内は原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独占的に利用(占用)する場合には河川法の許可が必要です。

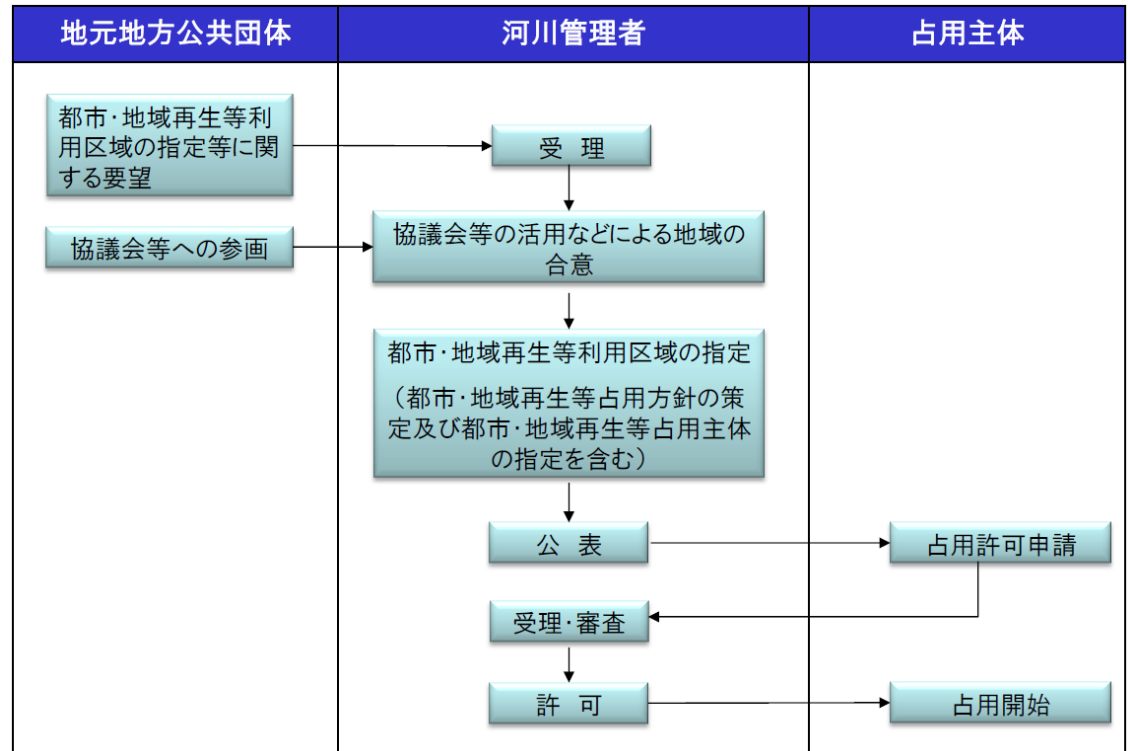
河川空間のオープン化へ向けての背景・経緯

- ・ 従来、河川敷地の占用は、公的主体(地方公共団体・公益事業者等)が、公共性・公益性のある施設(公園、運動施設、橋梁、送電線等)を設置する場合に限られてきました。

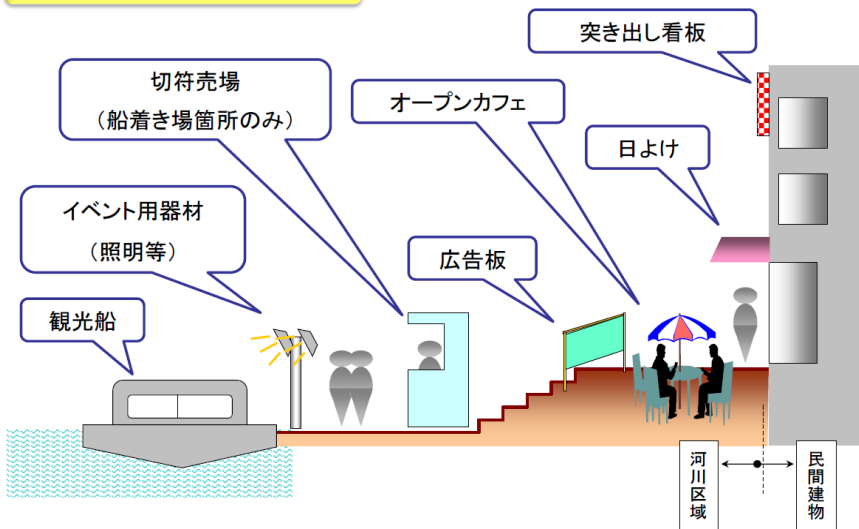


- ・ 河川敷地を賑わいのある水辺空間として、積極的に活用したいという要望を受け、平成16年より民間事業者による河川敷地の利用を可能とする特例措置を一部区域において社会実験として実施してきました。

- ・ 社会実験の結果及び行政財産の商業利用の促進の観点から、平成23年度より全国で民間事業者によるも河川敷の利用が可能となりました。



河川空間利用のイメージ



【当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられることができる施設】

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。)



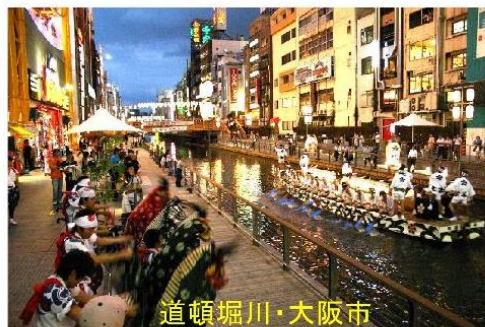
堀川・名古屋市

・ 地先事業者によるオープンカフェ、売店、可動式日よけ等の設置。にぎわい創出と魅力発信イベント。



中之島地区(堂島川等)・大阪市

・ 独立型店舗、水上レストラン、パラソル、テーブル、ベンチ、ワゴン等の設置やイベント利用等。



道頓堀川・大阪市

・ 民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催。



箕面川・箕面市

・ 豊かな自然環境と歴史・文化的資源を活かし、町並みの整備とにぎわい空間の創出。茶屋や休憩所の設置。



京橋川・広島市

・ 水辺のオープンカフェ(河岸緑地にカフェや売店等を設け、にぎわいのある水辺を創出)。



元安川・広島市

・ 水辺のオープンカフェ(河岸緑地にカフェや売店等を設け、にぎわいのある水辺を創出)。